

議案第 1 号

旭川・名寄間ほか 27 区間の国土開発幹線自動  
車道建設線の基本計画の一部変更について

平成 15 年 12 月

国 道 高 第 1 4 5 号

平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日

国土開発幹線自動車道建設会議

会 長 殿

国土交通大臣 石原 伸晃

旭川・名寄間ほか 2 7 区間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更について

標記について、別紙 1 から別紙 2 8 のとおり変更したいので、国土開発幹線自動車道建設会議の御意見を承りたく、付議いたします。

## 付議する理由

国土開発幹線自動車道の建設に関する基本計画の一部を別紙1から別紙28のとおり変更するため、国土開発幹線自動車道建設法(昭和32年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がある。これが、本議案を付議する理由である。

## 別紙 1

### 旭川・名寄間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

旭川・名寄間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(昭和48年11月1日総理府告示第29号)の一部を次の  
ように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道路  
公団」に改める。

## 別紙 2

### 本別・釧路間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

本別・釧路間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和48年11月1日総理府告示第29号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道路公団」に改める。

## 別紙 3

### 本別・北見間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

本別・北見間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(昭和48年11月1日総理府告示第29号)の一部を次の  
ように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道路  
公団」に改める。

## 別紙 4

### 遠野・東和間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

遠野・東和間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成3年12月20日総理府告示第28号)の一部を次の  
ように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道路  
公団」に改める。

## 別紙 5

### 温海・鶴岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

温海・鶴岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成3年12月20日総理府告示第28号)の一部を次の  
ように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

## 別紙 6

### 本荘・河辺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

本荘・河辺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成元年2月27日総理府告示第10号)の一部を次のよ  
うに変更する。

- 1．第4号中「本荘市付近」の次に「秋田県由利郡大内町付  
近」を加える。
- 2．第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道  
路公団」に改める。

## 別紙 7

### 大館・小坂間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

大館・小坂間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成3年12月20日総理府告示第28号)の一部を次の  
ように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

## 別紙 8

### 福島・米沢間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

福島・米沢間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成3年12月20日総理府告示第28号)の一部を次の  
ように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

## 別紙 9

### 千葉・成田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

千葉・成田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(昭和42年11月22日総理府告示第54号)の一部を次  
のように変更する。

第5号中「佐倉市付近」の次に「千葉県印旛郡酒々井町付  
近」を加える。

## 別紙 1 0

### 東京・富士吉田間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

東京・富士吉田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和37年3月31日総理府告示第7号）の一部を次のように変更する。

第5号中「大月市付近」の次に「都留市付近」を加える。

## 別紙 1 1

### 小牧・吹田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

小牧・吹田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(昭和32年6月21日総理府告示第291号)の一部を次  
のように変更する。

第5号中「草津市付近」を「栗東市付近」に改める。

## 別紙 1 2

### 八千穂・佐久間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

八千穂・佐久間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

## 別紙 1 3

### 飛島・神戸間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

飛島・神戸間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成元年2月27日総理府告示第10号)の一部を次のよ  
うに変更する。

第5号中「滋賀県甲賀郡土山町付近」の次に「同郡甲南町  
付近」を加える。

## 別紙 1 4

### 田辺・すさみ間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

田辺・すさみ間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道路公団」に改める。

## 別紙 1 5

### 尾鷲・紀伊長島間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

尾鷲・紀伊長島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

## 別紙 1 6

### 佐用・鳥取間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

佐用・鳥取間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成元年2月27日総理府告示第10号)の一部を次のよ  
うに変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道路  
公団」に改める。

## 別紙 1 7

### 落合・米子間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

落合・米子間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(昭和45年6月18日総理府告示第22号)の一部を次の  
ように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道路  
公団」に改める。

## 別紙 1 8

### 尾道・三次間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

尾道・三次間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成3年12月20日総理府告示第28号)の一部を次の  
ように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

三次・松江間の国土開発幹線自動車道建設線の基本  
計画の一部変更案

三次・松江間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成元年2月27日総理府告示第10号)の一部を次のよ  
うに変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道路  
公団」に改める。

## 別紙 2 0

### 阿南・徳島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

阿南・徳島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成3年12月20日総理府告示第28号)の一部を次の  
ように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道路  
公団」に改める。

## 別紙 2 1

### 須崎・窪川間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

須崎・窪川間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成3年12月20日総理府告示第28号)の一部を次の  
ように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道路  
公団」に改める。

## 別紙 2 2

### 宇和島・大洲間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

宇和島・大洲間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道路公団」に改める。

## 別紙 2 3

### 北九州・福岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

北九州・福岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

第5号中「北九州市付近」の次に「福岡県鞍手郡鞍手町付近」を加える。

## 別紙 2 4

### 福岡・熊本間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

福岡・熊本間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(昭和40年11月1日総理府告示第38号)の一部を次の  
ように変更する。

第5号中「八女市付近」の次に「福岡県山門郡瀬高町付近」  
を加える。

別紙 2 5

御船・矢部間の国土開発幹線自動車道建設線の基本  
計画の一部変更案

御船・矢部間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成3年12月20日総理府告示第28号)の一部を次の  
ように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

## 別紙 2 6

### 蒲江・延岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

蒲江・延岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成9年2月5日総理府告示第4号)の一部を次のように  
変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道路  
公団」に改める。

## 別紙 2 7

### 清武・日南間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

清武・日南間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画  
(平成3年12月20日総理府告示第28号)の一部を次の  
ように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

## 別紙 2 8

### 志布志・隼人間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

志布志・隼人間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は日本道路公団」に改める。